

長野県宿泊税に係る宿泊事業者向け説明会 質疑応答（主要なもの）

(R8.3.19時点)

項目	No	質問	回答
課税対象について	1	外国大使も課税免除となるとのことですが、その範囲と確認方法を教えてください。	「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じる予定です。免税カードの提示があった場合のみ課税免除となります。
	2	部活動の地域展開に伴うクラブ活動は課税免除となりますか。	中学校等の部活動の地域展開により実施される認定地域クラブ活動（地方公共団体の長又は教育委員会から認定を受けた（又は認定を受けたものとみなされる）に限る）として宿泊する場合は、宿泊税の課税免除の対象となります。具体的な手続きについては、以下のホームページをご参照ください。 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/zei_gaiyou.html#ryokogyo_gakkou">https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/syukuhakuzei/zei_gaiyou.html#ryokogyo_gakkou</a>  ※説明会時点では課税免除の対象外としていましたが、国において部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動の具体的な認定手続き等が示されたことも踏まえ、R8.3.19に課税免除の対象として追加しました。
	3	学校の教育活動による課税免除において、添乗員やガイドの宿泊税は課税免除となりますか。	学校行事の場合、生徒児童を引率する学校関係者であれば課税免除の対象ですが、旅行会社の添乗員やツアーガイドは課税免除とはなりません。
	4	外国の学校からの修学旅行も課税免除となりますか。	学校教育法第1条に定める学校と自治体が認めるフリースクールが課税免除対象ですので、外国の学校は対象外となります。
	5	旅館業の営業許可を受けている葬儀場において通夜の際に遺族が宿泊する場合がありますが、この場合も宿泊税の課税対象ですか。	宿泊施設と宿泊者との契約において宿泊として取り扱っており、1人1泊当たり6,000円以上の宿泊料金を受けて行われる宿泊であれば宿泊税の課税対象となります。 なお、寝具使用代なども宿泊料金に含まれるものと整理しているため、宿泊施設の実態に応じて宿泊料金に該当するものの有無や金額をご確認のうえ、課税対象となるかご判断ください。
	6	社内出張、インターンシップ、派遣業務でホテルの一室を社宅代わりの宿泊に使った場合、社内経費としては計上していますが支払いは発生せず売上はありません。この場合は宿泊税の徴収が必要ですか。例えば、業務支援として他店舗のスタッフが宿泊しながら支援する場合に発生します。	ご質問の場合は宿泊施設自ら通常の宿泊料金を割引きした場合に該当すると考えられますので、宿泊税の徴収は必要ありません。
	7	法人により従業員の宿泊の予約があった場合、誰から徴収すればよいですか。	制度上の納税義務者は宿泊者ですが、実務上は、予約を行った法人又は当日宿泊する従業員のいずれから徴収していただいても構いません。必要に応じて事前に法人又は従業員にご確認のうえご対応ください。
	8	国や県のような協定に基づく宿泊が発生した場合、例えば災害時の医療、警察関係（DV）の一時避難先としての宿泊が発生し、国や県から支払いを受けた場合、宿泊した被災者や被害にあった方から徴収をすることになりますか。	宿泊税の課税対象は、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うもので、宿泊料金を受けて行われる宿泊で、かつ宿泊料金が6,000円以上となる宿泊です。国や県などの宿泊者以外の第三者が宿泊に対する補助金、助成金等として宿泊料金の一部又は全部を負担して行われる宿泊も含まれます。一方で、医療目的による賃貸借契約や施設利用契約などによる宿泊であれば課税対象とならず、また、緊急時の無料開放など、宿泊料金を受けて行われる宿泊ではない場合も課税対象とはなりません。
	9	長期滞在の場合の課税免除はありますか。	特にありません。毎月の申告が必要なため、月毎にまとめて徴収するなど適切に申告できるよう対応をお願いします。
	10	税抜き素泊まり料金がちょうど6,000円ですが、例えば5,999円に値下げした場合は課税対象外となるのでしょうか。	宿泊料金の設定は宿泊施設における経営判断ですので、仮に宿泊料金を値下げして6,000円未満の宿泊となれば、宿泊税の課税対象外となります。
宿泊料金について	11	コテージで1棟当たりの料金と併せて、入場料として大人・子どもで料金を徴収している場合、入場料を含めた総額を人数で割って1人当たりの宿泊料金を算定すればよいのですか。	施設への入場料が、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額に当たらない場合は、宿泊料金から除外してください。
	12	1棟1泊3万円の宿泊棟について、6名と5名で合計11名でご利用いただき、2棟予約いただいた場合、6名の方は1人当たり5,000円、5名の方は1人当たり6,000円となるということですか。総額6万円で11名のグループだと1人当たり5,454円となりますが、5名が宿泊する棟からだけ徴収することになる棟での宿泊について宿泊税を徴収していただくこととなるのか、誰からも徴収しないこととなるのか教えてください。	棟ごとに料金設定しているということですので、6名と5名で区別して考えていただき、5名が宿泊する棟での宿泊について宿泊税を徴収していただくこととなります。

項目	No	質問	回答
宿泊料金について (続き)	13	旅行会社には宿泊料金を5,800円で卸しましたが、旅行会社が、宿泊料金とアクティビティなどの体験料などを含めたパッケージ料金として10,000円で販売した場合、宿泊料金はどのように考えるべきですか。	旅行会社（旅行者）と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金（体験料等の付帯サービスの料金相当分を除く。）を宿泊料金としてください。
	14	食事代が一定でなくシーズン毎の料金設定がある場合でも、宿泊料金の算定を施設にまかせて問題ないのですか。	各施設において適切に算定していただきます。なお、食事代込みの料金から除いた食事代相当額がいくらか説明できるよう、各施設において考え方を整理していただくようお願いします。
	15	OTAにより宿泊を受け入れており、宿泊人数と宿泊料金の総額のみ把握している場合は、宿泊料金をどのように算定すればよいですか。	原則として、宿泊料金の帰属先が明らかでなければ、宿泊料金の総額を宿泊者の人数で割ることによって1人当たりの宿泊料金を算定してください。ただし、大人料金と子供料金を区別するように価格設定の異なる部分が誰に帰属するのか明らかであれば、別々に宿泊料金を算定してください。
	16	外食の食事代込みプランで、宿泊者から宿泊施設に支払われた食事代相当額を、宿泊施設から外部の飲食店に対してそのまま支払う場合は、その支払い分を食事代として除外してよいですか。	食事代として宿泊料金から除いていただいて構いません。
	17	5名定員の部屋で、2名までは2万円、1人増えるごとに5,000円を加算する料金プランになっています。この場合、宿泊料金の総額を宿泊者の人数で割った金額を宿泊料金とするのでしょうか。それとも、増えた人数分の宿泊税は徴収しないということになるのでしょうか。	追加料金が誰に帰属するか不明な時は、宿泊料金の総額を宿泊者の人数で割ることによって1人当たりの宿泊料金を算定してください。ただし、子供料金が追加された場合など、人数が増えたことによる追加料金が誰に帰属するのか明らかなきは、その分は総額と人数から除いてください。
	18	社内の福利厚生で、金銭の補助ではなく宿泊料金の設定自体を変更している場合、宿泊料金はどのように考えればよいですか。	宿泊施設が自ら宿泊料金の設定自体を変更している場合は、変更後の額を宿泊料金とします。
	19	宿泊施設独自のポイントカードで10回宿泊すると1泊無料になるというサービスがありますが、無料になった際は宿泊税はかからないという理解でよいですか。	宿泊施設自ら割引きする場合は割引き後の金額が宿泊料金となります。したがって、宿泊料金が免税点未満になるため宿泊税はかかりません。
	20	1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合で、赤ちゃんは無料としている場合、赤ちゃんも人数に含めて按分して宿泊料金を算出するのですか。	子どもによる無料の添い寝利用など、宿泊料金が発生しない宿泊者がいる場合は、その者を宿泊者数から除外して1人当たりの宿泊料金を算出してください。
	21	1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合で、母親と小学生と乳児の3名が宿泊する場合はどうなりますか。	年齢に関わらず、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して宿泊料金を算出してください。ただし、子ども料金を別に設定しているなど特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額が含まれる場合は、当該金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、1人当たりの宿泊料金を算出してください。
	特別徴収義務者登録 申請等について	22	宿泊約款がない場合はどうすればよいですか。
23		2つの宿泊施設を運営していますが、1つは6,000円以上の料金設定があり、もう1つは6,000円未満の料金設定しかありません。運営会社は1つなので、1回でまとめて登録申請すればよいですか、それとも宿泊施設ごとに手続きが必要ですか。	運営会社が1つでも、宿泊施設ごとに手続きが必要になりますので、それぞれの宿泊施設について特別徴収義務者登録申請又は特定宿泊施設に該当することの申出を行ってください。
24		料金表について、シーズン料金や週末料金などにより設定にばらつきがありますが、どの料金表を提出すればよいですか。	特定宿泊施設に該当することの申出の場合は、6,000円以上の宿泊料金がないことを確認するため、一番高い料金設定のものを提出してください。特別徴収義務者登録申請の場合は、シーズンごとの代表的な料金がかかるものをご提出いただくとともに、価格の変動幅をメモするなどしてください。
25		提出書類である料金表の様式はありますか。	料金表の様式はありません。
26		報償金受取口座を県外の金融機関の口座としても問題ないですか。	県外の金融機関の口座でも問題ありません。
27		宿泊料金分かる書類について、いつ時点のものを提出したらよいですか。	申請書又は申出書をご提出いただく時点の料金表を提出してください。もし、施行日以後の将来の料金表があれば、併せてご提出ください。
28		一つの宿泊施設について6,000円以上の料金設定と6,000円未満の料金設定の両方がある場合は、特別徴収義務者登録申請と特定宿泊施設に該当することの申出の両方が必要なのですか。	一つの施設において両方の料金設定がある場合は、特別徴収義務者登録申請のみを行ってください。
29		社外の方が宿泊する場合は宿泊料金が6,000円以上となりますが、社外の方が宿泊する例は実態としてほとんどありません。このような場合にも特徴者登録申請が必要ですか。	6,000円以上の宿泊料金が発生する可能性がある場合は特別徴収義務者登録申請が必要となります。

項目	No	質問	回答
特別徴収義務者登録申請等について（続き）	30	チェーン展開しているホテルですが、特別徴収義務者登録申請書の「特別徴収義務者」欄は本社の情報を記載すればよいですか。また、宿泊税の納入は本社でまとめて行ってもよいですか。	特別徴収義務者は宿泊施設の経営者であるため、本社が経営者に当たるのであれば本社の情報を記載してください。また、申告納入の手続きそのものは本社でまとめて行っていただいても構いませんが、申告納入の単位は宿泊施設単位であることにご留意ください。
	31	特定宿泊施設に該当することの申出は、例えば、年に1回など、定期的に申出を行う必要がありますか。	定期的な申出は不要です。ただし、特定宿泊施設であっても帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存は必要であり、また、料金改定により6,000円以上の宿泊が発生した場合は、その時点で、特別徴収義務者登録申請が必要です。 なお、特定宿泊施設を対象に定期的に宿泊料金等の調査を行う予定ですので、ご協力をお願いいたします
宿泊税の徴収について	32	一棟貸しなど1人当たりの宿泊料金の設定がない場合で、事前予約の段階で宿泊税を徴収した後、宿泊人数が変更となり1人当たりの宿泊料金が6,000円未満となった場合はどうなるのですか。	変更後の宿泊人数で1人当たりの宿泊料金を再計算し、宿泊税の課税対象とならなくなった場合、必要に応じて宿泊税相当分の返金等適切な対応をお願いします。県への納入は不要です。
	33	宿泊税の徴収方法は現金に限られるのですか。電子決済の場合の手数料は事業者負担になりますか。	宿泊税の徴収方法に決まりはないため、施設ごとに徴収しやすい方法をとっていただいても構いません。電子決済に係る手数料は事業者にご負担いただくことになります。
	34	事前決済の導入を検討しています。宿泊税徴収のタイミングについて、宿泊してから徴収しなければならないのですか。	徴収のタイミングや方法は指定しておりませんので、施設ごとに徴収しやすい方法をとっていただいても構いません。
	35	1棟貸しの宿泊施設では、予約を受けた時点で人数が確定するため、予約前の段階では1人当たりの宿泊料金が確定できません。宿泊税込みの料金を表示したい場合はどうしたらよいのですか。	1人当たりの宿泊料金が確定した上で宿泊税の徴収が必要かどうか判断いただくことになるため、予約前の段階では宿泊税を徴収する可能性がある旨を分けて表示するなどのご対応をお願いします。
宿泊税の申告納入について	36	3か月分まとめて申告納入できる納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例を設けるとのことですが、半年や1年分まとめて申告納入できる特例措置を設ける予定はないのですか。	現時点では予定していません。
	37	申告納入の意思がありながらも、やむを得ず期限までに申告もしくは納入できなかった場合、何かペナルティがあるのですか。	申告書の提出期限までにその提出がない場合、不申告加算金が課される場合があります。ただし、正当な理由があると認められる場合などは不申告加算金を徴収しない場合がありますので、期限までの申告納入が困難な場合は県にご相談ください。
	38	月計表について、当施設で独自の様式を作成しています。記載項目が同様であれば任意の様式でもよいとありますが、同様の項目とはどの程度の想定ですか。	県が示している月計表の項目と対応する項目が明らかな様式であれば任意の様式で構いません。
	39	月計表の課税対象外の内訳はなぜ必要なのですか。	税務調査を行う際に、課税対象外の宿泊の区別が適切にできているかを確認するためです。
	40	一棟貸しで宿泊者数が把握できない場合はどうすればよいのですか。	何らかの方法で施設において宿泊者数を把握していただく必要があります。
	41	月またぎで宿泊があった場合は、どちらの月の宿泊として申告したらよいのですか。	宿泊施設と宿泊者との宿泊契約に定める宿泊日が属する月の宿泊としてください。
	42	納入期限が休日に当たる場合、納入期限はいつになりますか。	休日に当たる場合には、その次の平日が納入期限になります。
	43	冬季休業の期間は0円で申告するのですか。申告は免除となるのですか。	宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に届出が必要です。届出を提出した場合は、その期間の申告は不要となります。
	44	納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例に係る申請は、年4回必要なのですか。	1度申請いただいて特例が適用となれば、それ以降は特例の適用要件を満たさないこととなるまで特例の適用が継続します。
	45	宿泊数は何に基づいて申告すればよいのでしょうか。自己申告で良いのですか。	実際の宿泊数に基づいて申告いただきます。税務調査の際に、日ごと、月ごとの宿泊者数を確認できるよう、帳簿等の適切な保存をお願いします。
	46	子どもの添い寝が無料の場合など、宿泊料金が無料の宿泊者数は、納入申告書、月計表の課税対象外の宿泊数に含めるのですか。	課税対象外の宿泊数に含めて申告してください。
	47	小規模な宿泊施設で明らかに納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の要件（納入すべき額が少額）を満たす場合、納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例はいつから適用されますか。	納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例は、一定期間における宿泊税の納入すべき金額の合計額が一定額以下であることなどの要件をすべて満たす場合に適用されることから、現時点で既に宿泊施設等を経営されている場合でもすぐに適用できるわけではありません。要件を満たす場合は、令和8年11月末日までに申請をしていただくと、令和9年1月申告納入分から特例が適用されます。

項目	No	質問	回答
宿泊税の申告納入について（続き）	48	宿泊のほとんどが市の事務局仲介による教育体験旅行の受け入れです。宿泊料金には農作業体験や食事代も含まれていますが、料金設定は学校と旅行会社と農家民泊協議会の事務局との間で決められておただし、便宜上の対応として、各宿泊施設における納入申告書等作成のため、宿泊施設ごとの宿泊者数り、宿泊施設では詳細を把握していません。この場合、宿泊施設で手続きを行うことが難しいのですが事務局に代理で手続きをしてもらうことは可能ですか。	宿泊税における手続きは、特別徴収義務者である宿泊事業者が行う必要があります。の集計などを事務局が担うことについては、県として制限するものではありませんので、宿泊施設と事務局の間でご相談いただきますようお願いいたします。
	49	宿泊業を主としておらず、月の宿泊数が0人の場合もありますが、0人の場合も申告が必要ですか。	特別徴収義務者としての登録をしている場合は、宿泊者数が0人の月であっても申告が必要となります。
	50	納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例について、令和8年11月末までに申請した場合、毎月申告が必要な月はいつまでになりますか。	申請により特例措置が適用となった場合、令和8年7月末から12月末までは毎月申告していただき、令和9年1月、2月、3月申告納入分から、3か月分まとめて申告納入を行っていただくことができます。
	51	納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の申請書はどこで入手できますか。	県ホームページに掲載しています。
	52	納入書は来年5月末までに届けてもらえるのですか。また、不足があった場合はどうすればよいですか。	3月中旬頃までに特徴者登録申請があった施設には、6月の制度開始までにプレプリントした申告書等を送付します。なお、不足した場合などは、県ホームページに掲載する様式をご利用ください。
	電子申告・電子納税について	53	電子納税について、インターネットバンキングも可能とのことですが、利用に当たって徴収した宿泊税を県に納入する際の口座は別途お示しいただけるのですか。
54		eLTAXには電子証明が必要とのことですが、電子証明書を取得するためのマニュアルなどは案内いただけますか。	eLTAXのホームページに案内ページがあります。「長野県宿泊税に係る電子申告・申請（eLTAX）の手引き」においても当該ページをご案内しております。
55		配付資料のeLTAXのチラシを見ると、電子申告にマイナンバーカードが必要とありますが、宿泊税のeLTAXの手続きにもマイナンバーカードが必要ですか。	マイナンバーカードを電子証明書として用いる場合は必要となりますが、商業登記電子証明書などマイナンバーカード以外の電子証明書を利用する場合などは不要となります。
56		eLTAXによる申告の場合、前月に申告した情報が保存され、次回申告時に同じ情報がフォームに自動入力されるような機能はありますか。	例えば、施設名称などの一部項目は、ブラウザの自動入力機能などによって保存されていることもあると思われます。ただし宿泊者数など各月で変動する情報については、実績に基づいて申告の都度入力いただくようお願いいたします。
57		電子申告の際、月計表はPDFなどのデータで提出可能ですか。	エクセルやPDFなどのデータで提出可能です。
58		eLTAXで電子納税する場合は紙の納入書による納入は不要ですか。	電子納税をしていただいた場合、紙の納入書による納入は不要です。
59	eLTAXで特別徴収義務者登録申請を行えば、書面での登録申請は不要ですか。	eLTAXで特別徴収義務者登録申請を行った場合、書面での登録申請は不要です。	
60	eLTAXで申告納入したデータは県の調査で用いるのでしょうか。	eLTAXで申告納入したデータも書面で提出した申告書と同様に税務調査に用います。それとは別に、帳簿や書類についても提示や提出をお願いする場合があります。	
帳簿等の記載・保存について	61	帳簿のフォーマットは任意ですか。また、帳簿と書類の違いは何ですか。	記載事項が網羅されているものであれば、特にフォーマットの指定はありません。帳簿とは、例えば売上台帳など、宿泊に係る記録が一元的に集約された台帳を想定しています。また、書類とは、例えば領収書など、日々の業務の中で作成する取引関係書類を想定しています。
	62	宿泊税や宿泊料金については帳簿上、日ごとの合計金額で記載しています。その場合、1人当たりの宿泊税の金額や宿泊料金は分からないことになってしまいますが、問題ないでしょうか。	他の資料との組み合わせで記載項目が網羅されており、1人当たりの宿泊料金などが確認できる状態になっていれば問題ありません。
	63	帳簿等の記載・保存については、月計表の作成・保存だけで足りるでしょうか。何か別の書類の用意が必要になりますか。	月計表のみでは宿泊料金など帳簿・書類の記載事項が確認できないため、月計表に宿泊料金の欄を追加していただくか、別の帳簿を用意していただく必要があります。
	64	現在宿泊施設で備えている帳簿を宿泊税の帳簿としたいのですが、現在の帳簿では1人当たりの宿泊料金を示す項目がなく、課税対象となる宿泊者であるかどうか判別できません。新たに項目の追加が必要ですか。	現在、宿泊施設で備えている帳簿で宿泊料金の確認が困難な場合は、新たに項目を追加する必要があります。
	65	帳簿に記載する宿泊料金とは食事代込みの料金となるのでしょうか。または、食事代を分けて記載する必要がありますのでしょうか。	帳簿には、食事代等を除いた税抜き・素泊まりの宿泊料金が分かるように記載してください。なお、1つの帳簿で税抜き・素泊まりの宿泊料金が確認できない場合は、複数の帳簿を組み合わせることで宿泊料金が確認できるよう整備してください。
	66	特定宿泊施設の場合も、帳簿等の記載・保存は必要ですか。	宿泊税の申告納入義務がない施設（特定宿泊施設）も、帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存が必要です。

項目	No	質問	回答
その他	67	食事代込みの料金設定の場合は、領収書に食事代を記載すべきですか。	領収書に食事代を記載するかどうかは各施設の判断によるものです。なお、食事代込みの料金から除いた食事代相当額がいくらなのか説明できるよう、各宿泊施設において考え方を整理していただくようお願いいたします。
	68	予約サイトや宿泊施設のシステムの都合により、領収書に宿泊税の名称とその金額を表示できない場合はどうすればよいですか。	宿泊税の名称及びその金額の領収書への表示をお願いしているのは、国税である消費税の取扱いの中で、領収書等に明瞭に区分されていない税額は消費税の課税標準に含まれると案内されているためです。それを踏まえて、予約サイトとのご相談やシステムの仕様の見直しなど、適切にご対応いただきたいと考えます。
	69	OTAで宿泊料金のみを事前決済して現地で宿泊税を徴収する場合は、現地で宿泊税だけの領収書を発行するのでしょうか。	現地で宿泊税のみの領収書を発行する場合も想定されます。各宿泊施設の状況に応じて対応してください。
	70	領収書の記載について、独自課税市町村に所在する施設においては、市と県の宿泊税が併せて徴収されますが、市と県の宿泊税の合計額の表記で良いですか。	市と県の宿泊税の合計額の表記で問題ないと考えますが、消費税の取扱いに関係するため税務署に確認してください。
	71	パンフレットやホームページに宿泊料金を表示する場合に、領収書と同じように、宿泊料金と宿泊税を明確に分けて表示する必要がありますか。	県からは宿泊税の名称及びその税額の領収書への表示をお願いしていますが、パンフレットやホームページへの宿泊税等の表示は各施設の判断によるものです。
	72	会計処理方法について、仕訳例として、宿泊税は預り金として計上したほうがよいのですか。それとも売上として計上したほうがよいのですか。	一般的には預り金や仮受金で処理されていると承知していますが、会計処理に関する内容は税理士や税務署に確認してください。
	73	宿泊料金の算定について、1棟貸しなど1人当たりの宿泊料金の設定がない宿泊施設の事例に対応したマニュアルを作成する予定はありますか。	手引き等において標準的な取扱いはお示ししますが、個別具体的な事例にまで対応したマニュアルを作成することは検討していないため、判断に迷うようなケースは個別にご相談ください。
	74	制度開始以降に宿泊税の徴収に関して質問がある場合の問合せ先はどちらですか。	各宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所にお問合せください。県税事務所の電話番号は県ホームページなどで確認してください。
	75	小規模な宿泊施設に対しても正しい申告ができていないかどうかの調査をするのですか。	宿泊施設の規模にかかわらず、5年に1度すべての宿泊施設を調査する予定です。